第四十四条中「指定申請書」の下に「、第五条の二第一項の届出書」を加え、「第八条の二第一項」を「第八条の二」に改め、「、第八条の二第二項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の通知書」を削り、「第十三条の三第一項」を「第十三条の四第一項」に、「第十三条の四第二項」を「第十三条の六第二項」に、「第十三条の六第一項」を「第十三条の七第一項」に、「第二十二条の十八の三第一項」を「第二十二条の二十第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十三条第一項第一号を次のように改める。

一　林業経営体（家族経営）の林業従事日数別経営者・役員等数（世帯員を含む。）中男女計の計の欄に掲げる数

第四十三条第一項第二号中「次の」を削り、同号ロ中「のうち家族経営」を「（家族経営）」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　林業経営体の林業労働力中常雇い又は臨時雇いのうち、百五十日以上林業に従事した者の欄に掲げる数

第四十三条第二項中「所有形態別森林面積」を「所有形態別林野面積」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十二条第三号中「第八条の十四の二各号」を「第八条の十五各号」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十一条の次に次の五条を加える。

（農林水産大臣の援助）

第四十二条　農林水産大臣は、法第百九十一条第一項の援助を行うに当たり、第十条第五号イ⑵及び⑶に掲げる要件に該当する森林経営計画について法第十一条第一項の規定による認定の請求をした者（その包括承継人を含む。以下「認定請求者」という。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものがいるときは、当該認定請求者に係る第三号の推定相続人に対して森林の経営の承継が円滑になされるよう特に配慮するものとする。

一　当該森林経営計画の達成のために必要な機械その他の設備を利用することができること。

二　当該森林経営計画に記載された森林施業、森林の経営の規模の拡大及び作業路網の整備を計画的に実施していること。

三　当該認定請求者から相続又は遺贈により当該認定請求者が有する森林の全部を取得することが見込まれる推定相続人があること。

（援助に係る農林水産大臣の確認）

第四十三条　認定請求者は、前条各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて、農林水産大臣の確認を受けることができる。

2　前条第一号に掲げる要件に該当することについて前項の確認を受けようとする認定請求者は、その請求に係る森林経営計画の始期の二十日前（認定請求者が包括承継人である場合にあつては、その者が包括承継人となつた日から七月を経過する日）までに、申請者に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる書類

イ　当該森林経営計画の達成のために必要な機械その他の設備を利用することができることを証する書類

ロ　第九条第一項の森林経営計画書の写し

二　認定請求者が包括承継人である場合　次に掲げる書類

イ　前号イ及びロに掲げる書類

ロ　法第十七条第二項の届出書の写し

ハ　前条第三号に掲げる要件に該当することについての第五項の確認書であつて、認定請求者を同号の推定相続人とするものの写し

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、法第十一条第五項第四号及び第六号（これらの規定を法第十二条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書類

3　前条第二号に掲げる要件に該当することについて第一項の確認を受けようとする認定請求者は、起算日（第十三条の二第二項第三号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画が、特定森林経営計画のうち当該認定請求者が自ら森林の経営を行うものに含まれる場合にあつては、相続日。以下この項において同じ。）から起算して一年を経過するごとの日（その日が起算日から起算して十年を経過した日以降である場合にあつては、起算日から起算して七年を経過した日から起算して三年を経過するごとの日）から二月を経過する日までに、申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　法第十一条第五項の認定に係る森林経営計画書（その変更につき法第十二条第三項において読み替えて準用する法第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の写し

二　前号の森林経営計画について認定があつたことを証する書類

三　法第十五条の届出書の写しその他の第一号の森林経営計画に従つた森林施業、森林の経営の規模の拡大及び作業路網の整備の実施の状況を明らかにする書類

4　前条第三号に掲げる要件に該当することについて第一項の確認を受けようとする認定請求者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　前条第三号の推定相続人の住所及び氏名

二　当該確認を受けようとする者と前条第三号の推定相続人との関係を明らかにする戸籍謄本その他の書類

5　農林水産大臣は、前三項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは当該認定請求者に対して通知するものとする。

（変更の確認）

第四十四条　第四十二条第三号に掲げる要件に該当することについて前条第一項の確認を受けた者は、同号の推定相続人を変更しようとするときは、農林水産大臣の確認を受けなければならない。

2　前条第四項及び第五項の規定は、前項の変更の確認について準用する。

（確認の取消し等）

第四十五条　農林水産大臣は、第四十三条第一項の確認（前条第一項の変更の確認があつた場合には、変更後の確認。以下この条及び次条において同じ。）を受けた者が偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定により第四十三条第一項の確認を取り消したときは、当該確認を受けていた者にその旨を通知するものとする。

（調査）

第四十六条　農林水産大臣は、第四十二条第一号及び第二号に掲げる要件に該当することについて、第四十三条第一項の確認を受けた者の森林の経営の状況を書面又は実地により調査するものとする。

附則第六項中「第二十二条の十九第一項」を「第二十二条の二十三第一項」に改める。

付録第二から付録第四までを次のように改める。

付録第二（第十二条、第十三条関係）

$$\left(\frac{F_1}{T_1}+\frac{F_2}{T_2}\right)\times 5$$

F_1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林（以下この付録において「要整備森林」という。）、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前五年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積